

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会  
令和6年度 事業計画

全国地域包括・  
在宅介護支援センター協議会が  
会員センターとともに…

〈ビジョン〉

# 地域をむすぶ・つなぐ・つつむための未来像

想像から創造へ for  
地域共生社会をめざすこれからの10年 2032

協議会は、「全社協 福祉ビジョン2020～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして～」と連動し、人と地域それぞれが個性を輝かせながら支えあい、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、社会の変化に応じた新しい発想と方法で未来を描き、創造していくことができる組織として、会員センターと共に歩み、取り組んでいきます。

## 1 自分らしく暮らし続けられる 地域をつくります

地域の特性を活かし、行政や医療・福祉等関係機関、民生委員・児童委員等との連携により、介護保険サービスはもとより、住民主体の取り組みや人々の暮らしに関わる多種多様な業態も含めた社会資源の力を結集させ、高齢者等が住み慣れた場所で安心して尊厳あるその人らしい生活を続けられる地域づくりに取り組みます。



## 2 生き活きと働き、地域の信頼を 得られる人材を育成します

センター職員が自信と誇りをもって生き活きと働くことができるよう、専門職として必要な知識・技術を習得するために、必要な研修や資格取得の機会を確保すると共に、実践経験の機会を積極的に支援することで、地域の信頼を得られる人材を育成します。

## 3 分野を超えた 相談支援に貢献します

地域共生社会の実現をめざし、高齢者だけでなくその世帯や地域住民が抱える様々な悩みや問題、課題の解決に向けて、世代や分野を超えた相談支援体制の構築に貢献します。



社会福祉法人全国社会福祉協議会  
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会

# ビジョン実現に向けた本会の行動指針

取組み期間：2022年度(令和4年度)～2031年度(令和13年度) ※2027年度(令和9年度)に見直し

ビジョンを実現するために、協議会として以下のとおり行動指針を定めます。

## 1 会員センターのネットワークを広げ、センターの実践力を高めます

会員センターが地域包括ケアシステム構築の中核的な機関として、さらには地域共生社会の実現に貢献するため、センターが協議会組織のネットワークを活かして実践力を高められるよう、以下に取り組みます。

- 1 会員センターが市区町村圏域を超えた連携を図ることができるよう、全国47都道府県においてセンターが集う都道府県組織をつくります。
- 2 会員センターが業務の改善や効率化等の取り組みを実践できるよう、都道府県組織・ブロック組織の活動を活性化し、センターがそれぞれの地域で展開している実践事例の共有化を積極的に行います。
- 3 都道府県組織を中心に未加入センターの加入を進め、より多くのセンターが集う力のある協議会を築くことで、センターへの支援力を高めます

## 2 センター運営の問題点を行政に届け、改善に向けて働きかけます

職員が活き活きと働き、地域住民が安心して暮らし続けられる地域づくりに誇りをもって取り組むことができるよう、以下に取り組みます。

- 4 センター運営に係る問題点を調査等により抽出し、会員センターの声をエビデンスとして国に届け、センターが担う業務の改善、職場の環境改善に向けた提言・要望活動を行います。
- 5 都道府県、市区町村に対して、都道府県組織・会員センターがそれぞれ提言・要望活動に取り組むことができるよう支援します。
- 6 全国社会福祉協議会の種別協議会の一員として、関係機関、団体と連携を図り、地域包括ケアシステムの充実、地域共生社会の実現等に向けて制度、予算等の提言・要望活動に取り組みます。

## 3 センター職員の資質を向上し、職員の力量を高めます

センター職員がもつ専門性を活かし、利用者の相談支援等をとおして地域共生社会の実現に向けた取り組みを進められるよう、以下に取り組みます。

- 7 会員センターが職員の専門性を活かして業務に取り組むことができるよう、都道府県組織・ブロック組織・全国組織の各段階において、センター職員に必要な知識・技術が習得できる研修機会を提供します。
- 8 会員センター職員が地域において多世代、多分野に渡る相談対応にあたれるよう、最新の制度動向や多様な実践事例などの有益な情報提供を行います。

お問い合わせ先

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会

〒100-8980東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル 社会福祉法人全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部内  
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428

地域包括支援センターの体制整備の一環として、令和5年介護保険法改正および介護保険法施行規則の改正等が行われ、総合相談支援業務の居宅介護支援事業所や在宅介護支援センターへの一部業務委託、介護予防支援の居宅介護事業所への指定対象の拡大等が令和6年4月から施行される。

本年度は、全国の地域包括・在宅介護支援センター運営の向上に資するため、制度改正の影響の検証、人材確保難への対応等、センター運営に係る諸課題の把握、分析を行い、次期介護保険制度改正に向けて要望・提言を行うべく、3年に1度実施している地域包括・在宅介護支援センター実態調査を実施する。

また、「地域をむすぶ・つなぐ・つつむための未来像（ビジョン）」では、組織強化、制度改善にむけた提言、センター職員の質向上を柱として行動指針を定めており、本会事業計画の重点課題としても位置付けている。長期目標の最終年度でもあり、組織強化の進展に向けて取り組む。

本会は、全国の地域包括支援センターおよび在宅介護支援センターをつなぐ唯一の協議会組織として、ブロックおよび都道府県・指定都市組織と連携し、全国の地域包括・在宅介護支援センターが住民の期待に応えることができるよう支援するとともに、地域共生社会の実現、および地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進等に向け、以下の事業に取り組むこととする。

長期目標（令和2年度～令和6年度）

- ① 会員組織率の向上：地域包括支援センター会員 40% ⇒ 50%
- ② 全都道府県における協議会組織化

地域共生社会の実現をめざす「ビジョン実現に向けた本会の行動指針」に基づく  
重点課題

1. 会員センターのネットワークを広げ、センターの実践力を高めます
2. センター運営の問題点を行政に届け、改善に向けて働きかけます
3. センター職員の資質を向上し、職員の力量を高めます

## 1. 会員センターのネットワークを広げ、センターの実践力を高めます ★

(1) 協議会ビジョン「地域をむすぶ・つなぐ・つつむための未来像（ビジョン）」の周知・活用（常任協議員会、総務広報委員会、研修委員会）

- 協議会ビジョン「地域をむすぶ・つなぐ・つつむための未来像（ビジョン）」を組織内外に周知し、本会会員センターの理念、方針の浸透を図る。
- 本会が開催する研究大会・研修会や諸会議の資料等や本会広報媒体等への掲載などをはじめとし、あらゆる機会を活用して周知を図り、組織強化、人材育成、地域包括ケアシステムの深化・推進および地域共生社会の実現をめざすとともに、都道府県・指定都市組織ならびに会員センターにおける理解、実践を促進する。

(2) 未組織県の組織化に向けた働きかけ（常任協議員会、総務広報委員会）

- 全ての都道府県における協議会設置に向け、本会役員等の訪問活動等による未組織県への働きかけを行う。

(3) 「会員拡大に向けた強化方策」の推進（総務広報委員会）

- 「会員拡大に向けた強化方策」に基づき、本会としての取り組みを推進するとともに、ブロックおよび都道府県・指定都市組織における取り組みを支援する。
- 年会費無料キャンペーンの実施
  - ・ 更なる会員拡大策として、新規入会センターに対して、その入会初年度の会費を免除する。

新

(4) ブロック組織活動の推進（常任協議員会、総務広報委員会）

- 本会事業をより一層充実・推進するため、各ブロック大会・研修会等において本会役員が出席・登壇する。また、本会事業をより一層充実・推進するため、本会役員と都道府県・指定都市組織の役員による意見交換等を目的とした「ブロック連携会議」を必要に応じて実施する。

(5) 組織活動助成の実施（総務広報委員会）

- 都道府県・指定都市組織およびブロックの活動を支援するため、組織活動助成 実施要項に基づいて助成を行う。

## 2. センター運営の問題点を行政に届け、改善に向けて働きかけます ★

### (1) 地域包括・在宅介護支援センターをめぐる課題整理と厚生労働省への対応 (制度・政策委員会)

- 第9期介護保険事業計画の初年度にあたり、円滑な施行のため制度改正事項のセンターへの影響を測りつつ各県組織・ブロックとセンターをめぐる課題について整理・共有する。
- 厚生労働省との定期的な意見交換等によりセンターの実情を伝え、制度等や運用の改善につなげる。

### (2) 在宅介護支援センターの活動推進 (制度・政策委員会)

- 地域の身近な相談機関である在宅介護支援センターの発展的な活動につなげるため、会員センターへの取り組み事例の発信、国への要望・提言活動等に取り組み、在宅介護支援センターの活動推進を図る。

### (3) 厚生労働省との定期的な意見交換の実施 (常任協議員会、制度・政策委員会)

- 厚生労働省との定期的な意見交換等によりセンターの実情を伝え、制度等や運用の改善につなげる (再掲)。

### (4) 地域包括支援センターに関わる国の調査研究事業 (老健事業) や国庫補助事業への委員参画や事業協力 (常任協議員会、調査研究委員会)

### (5) 地域包括・在宅介護支援センター実態調査 2024 の実施 (調査研究委員会、制度・政策委員会)

- 実態調査 2024 作業部会において、実態調査 2024 (令和6年度～令和7年度) の実施に向けた検討を行うとともに、令和6年12月を目途に実態調査 2024 を実施する。

新

### 3. センター職員の資質を向上し、職員の力量を高めます ★

#### (1) センター職員の資質向上に向けた、研究大会・研修会の実施（研修委員会）

- 地域包括・在宅介護支援センター業務に関する制度動向、実践事例の募集・発表、参加者同士の情報共有等により、会員センター職員の資質向上に資するため、以下の研究大会・研修会を開催する。
  - ・ 令和6年度 第33回 全国地域包括・在宅介護支援センター研究大会（令和6年11月、栃木県宇都宮市）
  - ・ 令和6年度 地域包括・在宅介護支援センター リーダー職員研修会（令和6年7月）
  - ・ 令和6年度 全国地域包括・在宅介護支援センター研修会（令和7年3月）
- 次年度研究大会の開催準備（令和7年度：九州ブロック）

新

#### (2) 本会主催研修会および地域包括支援センター職員研修のあり方の検討（研修委員会）

- 本会が主催する研究大会・研修会の参加対象や開催目的の整理をはかるための検討を行う。
- 平成28年度末に本会が取りまとめた「地域包括支援センター職員研修のあり方検討委員会 報告書」について見直しを始め、地域包括支援センターを取り巻く諸課題を含め、センター職員に求められる知識・技術等を整理する。

#### (3) 虐待・権利侵害の根絶に向けた対応（調査研究委員会、研修委員会）

- 地域包括・在宅介護支援センター業務における虐待対応事例を収集し、本会主催の研究大会・研修会等で共有するなど、会員センターにおける取組に資するものとする。

新

#### (4) 地域包括支援センター業務の質の向上に向けた新たな評価指標の活用促進（調査研究委員会）

- 国が新たに示す地域包括支援センターの評価指標に基づくセンター業務のさらなる質の向上を図るため、その活用・促進を図る。

#### (5) ホームページの活用による情報発信（総務広報委員会）

- ホームページにおいて、センター運営に有用な情報を会員センター向けに情報提供するとともに、地域包括・在宅介護支援センター関係者や市町村（保険者）などに向けて本会事業ならびに地域包括・在宅介護支援センターについて理解促進を図るため、情報発信に取り組む。

(6) 「ネットワーク」の発行・電子化（総務広報委員会）

- 会員センターによる取り組み好事例を全国的に共有化し、各センターにおける実践につなげることを目的として、「ネットワーク」を発行する。
- 「ネットワーク」の電子媒体化に伴い、会員向けメールニュース「ネットワーク」として統合を図る。

(7) メールニュース「全国地域包括・在介協からのご案内」の発行および統合（総務広報委員会）

- 地域包括・在宅介護支援センターに関わる制度動向等、会員センター運営に資する情報を掲載したメールニュース「全国地域包括・在介協からのご案内」を、随時発行する。
- 「ネットワーク」の電子媒体化に伴い、会員向けメールニュース「ネットワーク」として統合を図る（再掲）。

#### 4. 災害見舞金制度の運用

(1) 見舞金の送金（総務広報委員会）

- 大規模災害発生時には、「災害見舞金制度」運営要綱に基づき、会員センターに対し迅速な見舞金送金を行う。
  - ・ 令和6年能登半島地震被災センターへの災害見舞金の送金

#### 5. 国および関係機関・団体との連携、協働の推進

(1) 全国社会福祉協議会 各種委員会等への参画

- ・ 全国社会福祉協議会 評議員会への参画
- ・ 全国社会福祉協議会 高齢者保健福祉団体連絡協議会への参画
- ・ 全国社会福祉協議会 政策委員会への参画
- ・ 全国社会福祉協議会 福祉施設長専門講座運営委員会への参画
- ・ 全国社会福祉協議会 国際社会福祉基金委員会への参画

(2) 消費者庁「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」への参画

(3) その他、関係団体への事業協力や委員派遣

## 6. 諸会議の開催

- 協議員総会の開催
- 常任協議員会の開催
- 正副会長会議の開催
- 常設委員会の開催
  - ・ 総務広報委員会
  - ・ 調査研究委員会
  - ・ 研修委員会
  - ・ 制度・政策委員会
- 運営内規第 14 条に基づく部会の開催
  - ・ ネットワーク制作部会（所管：総務広報委員会）
  - ・ 実態調査 2024 作業部会（所管：調査研究委員会）